

平成30年度第3回古賀市都市計画審議会 議事録
(要約筆記)

【会議の名称】 平成30年度第3回古賀市都市計画審議会

【日時・場所】 平成31年3月26日(火) 14:00～

古賀市役所第1庁舎4階第3委員会室

【議題】

- 1.都市計画法第34条第12号の規定による区域指定(福岡県決定)について
- 2.古賀市景観計画の案について(報告)

【傍聴者数】 0人

【出席委員等の氏名】

委員:日高圭一郎会長、松永千晶委員、阿部友子委員、森本義征委員、渡孝二委員、永田仁美委員、野上和孝委員、藤本芳博委員

建設産業部:松尾 佳久部長

事務局(担当課):都市計画課 水上豊課長、小淵正博都市計画係長、西村秀隆開発指導係長、澤木由久枝土地利用政策係長、大江順一業務主査、宮寄弘人主事、春田恵里主事

【欠席委員の氏名】 清原哲史委員、阿部茂典委員

【委員に配布した資料の名称】

- 1.諮問書(第4号)
- 2.諮問資料(第4号及び計画計画の案(報告))
- 3.平成30年度第3回都市計画審議会次第
- 4.古賀市都市計画審議会委員名簿
- 5.配席図

【会議の内容】

- 1.開会
- 2.部長挨拶
- 3.審議会の成立報告
- 4.議事録署名委員の指名

(日高会長)本日の議事録署名委員の指名をさせていただきます。議事録署名については、渡委員にお願いしたいと思いますよろしいでしょうか。

「異議なし。」

(日高会長)本会議の議事録につきましては、議事録署名委員の署名をいただいた後に公開することになります。

5.議事

(日高会長)それでは、これより議事に入ります。都市計画法第34条第12号による区域指定については、福岡県の開発審査会において最終決定がなされるものです。古賀市都市計画審議会としましては、福岡県開発審査会に対する意見を取りまとめるという形で進めたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

「異議なし。」

(日高会長)それでは事務局より内容説明をお願いいたします。

(小淵係長)諮問第4号について説明します。諮問書を朗読いたします。

諮問第4号都市計画法第34条第12号の規定による区域指定(福岡県決定)について、古賀市都市計画審議会条例第3条第3号の規定に基づき、標記の事項についてご審議願いたく諮問します。引き続き内容説明を行います。

内容説明につきましては、担当である開発指導係春田より説明させます。

(開発指導係春田)開発指導係の春田と申します。初めに資料の確認をお願いします。資料は2冊ございます。諮問第4号都市計画法第34条第12号の規定による区域指定(福岡県決定)と書いてあるのが諮問資料でございます。それぞれ右上に番号がついております。もう1冊が制度を説明する参考資料です。右下に番号がついております。参考資料に沿って説明を聞いていただきながら、諮問資料の各図面をご覧くださいという形で説明致します。

参考資料1ページ「1番 対象地」をご覧ください。併せて、諮問資料の5枚目、資料番号4-2の総括図をお開きください。対象地は古賀市青柳と川原の一部の26万6千450㎡です。行政区は町川原1区でございます。総括図の中央下側で灰色に塗られている区域でございます。

参考資料にお戻りください。「2番 区域指定とは」をご覧ください。区域指定の正式名称は、「福岡県 都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例」に基づく区域指定と申します。こちらは福岡県が定めた制度で、市街化調整区域内で建築規制が緩和される特区を作る制度とイメージしていただくとよろしいかと思います。

区域設定に関しての手順や建築できる建築物の用途などは、県が詳細にマニュアルを定めており、最終的な審査や決定告示も県が行います。市町村はマニュアルに則って作業した結果を県開発審査会へはかるという流れになっております。

本日お配りしている諮問資料は、今後予定しております県開発審査会へ提出する申出書と添付図面でございます。

区域指定制度説明に戻ります。参考資料中ほど、「条例適応エリアの概念図」をご覧ください。図の中心、オレンジの四角が市街化区域を、その周囲の黄色が市街化区域500m以内に近接した市街化調整区域を、その外側の黄緑が市街化区域から500m以上離れた市街化調整区域を示しています。

区域指定には4つのタイプがあり、指定に関する要件や指定後に建てられる建築物が異なっ

ています。参考資料 2 ページ目をご覧ください。こちらに区域指定のタイプ4つに関する説明を載せております。2 ページ目、下の赤線を引いております①集落活性化タイプをご覧ください。こちらが今回採用する区域指定のタイプです。内容を読み上げます。

「市街化区域近隣部以外の既存集落において、人口減少や少子高齢化等により、集落の活力が低下している、あるいはコミュニティの維持が困難になりつつある集落における活性化を図るため、戸建ての専用住宅や集落に必要な用途の建築を目的とする開発を許容する。」

通常、市街化調整区域では新たな建物を建築することができず、新規の建築は、農家用住宅や分家住宅を建てる場合や、過去に県からの許可を得ている場合に限られるため、集落の人口減少や少子高齢化が問題となっています。建築規制を緩和し、新たに住宅が建てられる土地を用意することで、集落の外から人が入ってきやすくするというタイプの区域指定です。

3 ページ目下のほう、(2)採用する区域指定の【主な指定要件】をご覧ください。1点目、国勢調査等により、人口減少、少子高齢化が見られる区域内の集落であること。2点目、概ね市街化区域の周囲500mの区域外にあること。3点目、50以上の建築物が連たんしている地域であること。町川原1区はこの要件をすべて満たしております。

町川原1区の人口減少や少子高齢化の状況についてご説明致します。諮問資料の4枚目、資料番号4-1の2枚目の下に表を載せております。こちらは平成22年と平成27年に行った国勢調査から比較したものでございます。人口の減少が見られること、総人口に対して65歳以上の方の割合が27パーセント以上であること、総人口に対して14歳以下の方の割合が13パーセント以下であることが指定の要件でございまして、全て当てはまっております。

1点補足しますと国勢調査は調査区域を町川原1区と隣の行政区町川原2区合わせた区域を対象としております。ですので、こちらに記載している数値は町川原1区と2区の人口を合計したものを表記しております。この表記については事前に県と調整しておりまして、市の住民基本台帳に基づいた町川原1区のみの方の人口データも調査しております。結果、全ての要件に合致していることを確認済みでございます。

参考までに住民基本台帳からのデータも申し上げます。表の右から3列目減少数をご覧ください。130と書いてあるところです。H22年からH27年までの5年間で総人口の減少は78人。一番右の列、構成率をご覧ください。高齢化率は35.8%、少子化率は11.6%でした。町川原1区のみの方のデータを見ると、より人口の減少や少子高齢化が著しく進んでいることがわかりました。

資料番号4-2総括図をご覧ください。

地図の中心に赤の点線が入っております。こちらの線が市街化区域から500mのラインを示しています。町川原1区の大部分はこの500mラインより外側に位置しております。資料番号4-3暫定集落界を示す図面をご覧ください。

併せて、参考資料4ページ目の「3番 区域の設定手順」をご覧ください。参考資料を読み上げます。

(1)暫定集落界の設定

建築物が建っている敷地間の距離50m以内、かつ50戸以上建ち並びがある地域を設定す

る。この結果が資料番号 4-3 の図でございます。オレンジで塗られているのは現存する建築物やその敷地を示しています。周囲を囲む赤線が暫定集落界でございます。

次に、この暫定集落界から、建物が建てられない土地を除外する作業を行いました。資料番号 4-4 をご覧ください。併せて、参考資料(2) 除外区域の確認をご覧ください。参考資料を読み上げます。

(2)除外区域の確認

災害の発生の恐れがある区域や、農地転用の見込みがない農地、道路に接していない土地など、建物が建てられない土地を除外する。資料番号 4-4 は土砂災害警戒区域のレッドゾーンに指定されている区域を赤塗りして示しています。町川原 1 区には 2 か所ございましたので、こちらを区域から除外しました。資料番号 4-5 をご覧ください。こちらは、農地の判定を色分けした図面です。図面左側に濃い緑で塗られている箇所が農振農用地、黄緑に塗られているのが第 1 種農地でございます。農振農用地や第 1 種農地を除外した結果が黒の実線です。資料番号 4-6 をご覧ください。こちらは道路に接していない為、建物が建てられない土地を水色で示しています。図面中央に 1 箇所、右側に 2 か所ございます。これらの土地は道路際の土地と地権者が異なっているため、一体的に建築ができない、という理由で除外しています。

参考資料(3)宅地率の確認をご覧ください。参考資料を読み上げます。

(3)宅地率の確認

区域全体の宅地率を計算し、区域全体で50%に満たない場合、宅地率の低い縁辺部を区域から除外する。こちらは区域内で地目が宅地の割合を調べ、50%に満たない場合は農地や雑種地を区域から除外し、宅地率を上げる作業です。今回は(2)の段階で宅地率50%を超えていたため(3)の作業は行っておりません。

諮問資料 4-7 をご覧ください。

こちらが指定する区域を示しています。黒の実線で囲まれた内側が指定される区域を示しております。

次にこの区域指定で何が建築できるようになるかを説明いたします。参考資料5ページ「4 番 建築制限について」をご覧ください。制度開始後、建物を建築する際には県の開発許可申請が必要となります。建築基準と用途を読み上げます。これらの基準を満たしたものが、今後建築できる建物です。参考資料 6 ページ、「5 番 経緯の概要」をご覧ください。本件は、こちらには記載しておりませんが平成29年度から、現地調査及び区域の設定作業をいたしました。その作業結果を県へ報告し、平成30年7月20日に県の開発審査会事前審査を受けております。その後、平成30年10月11日に町川原 1 区公民館にて、地元及び地権者へ向けて説明会を行っております。説明会の参加者は70名でした。

説明会の後に、地権者の方へ向けて意向確認を行っております。これは制度上、地元の合意形成ができていることを確認する必要があったためです。区域指定制度について、同意していただけるかアンケートを全地権者に郵送した結果、総地権者数285名のうち、220名の方から同意を頂きました。同意率としては77%の同意を頂いております。

次に、本都市計画審議会の前に平成31年2月18日から3月4日にかけて、計画案の縦覧を行いました。閲覧者は5名、意見書の提出はございませんでした。今後の予定といたしましては、県へ申出書提出が8月、開発審査会の本審査を9月に予定し、決定告示は10月頃を見込んでおります。

最後に、参考資料として、古賀市筵内を区域指定した際のチラシをつけております。筵内は今回の町川原1区と同じ、集落活性化タイプの区域指定を平成26年度に指定いたしました。指定から現在に至るまで、区域内に新規の住宅が18軒建築されています。

説明につきましては以上です。ご意見よろしく申し上げます。

(日高会長)それでは審議に入ります。

諮問第4号、都市計画法第34条第12号の規定による区域指定について、ご質問やご意見のある方は、挙手をもって発言を願います。

(松永委員)諮問資料の4-1、人口増減についての一覧表にある減少数で、特に65歳以上の人口のところが増えている状況(平成22年から平成27年)で減少数と書いてあるので、ここはマイナスなりの印を入れないといけないのではないかと。

(西村係長)県との事前協議の中で、このような(一覧表のような)記入の仕方の方が分かりやすいだろうとのことで、このような表記をさせてもらっている。

(野上委員)(野上委員は福岡県都市計画課長です。)県においてそのような指導をしたのであれば改めたい。やはりマイナスなりの表記をするべきだと思う。

(西村係長)もう一度(県に)確認の上、修正等させていただきたいと思います。

(日高会長)ほかにご質問、ご意見ございませんでしょうか。

(野上委員)①先ほど、住民の同意率が77%とのことでしたが、不同意の方が少なからず居られるとのことでした。そういった不同意の方の区域はどうされるのか。②建てられる建築制限について、色々と細かくご説明いただきましたけれども、これは一種(低層住居専用地域)では無く、二種(低層住居専用地域)のすべての条件か一部の条件かも伺いたい。③県の審査会の事前協議において接道条件ではずした箇所があったということで、伺いましたが、そこは入れられたのかどうか伺いたい。

(開発指導係春田)お答えいたします。

まず1点目につきましては、古賀市としては、同意率が区域の3分の2以上であるという目標を持っておりまして、不同意の方が大変多かった場合、かつ、その不同意の方が所有されている土地が1カ所にまとまっている場合などは、その区域を中抜きですとか、区域の端の方であつたら、そこから不同意の方の土地を削る等の作業をいたしまして、土地を削ることで区域内の同意率を上げるという作業を行う予定でございましたが、今回、不同意の方の土地が、まとまっていなかったことと、そもそも同意率が3分の2をはるかに超えましたので、不同意の方の土地を削るというような作業は行っておりません。

2点目、建築用途について回答させていただきます。こちら二種低層住居(専用地域)の中で建てられる建築用途から地元の方との話し合いをいたしまして、公衆浴場は要らないという事

で、外しております。

3 点目の接道要件に関してですが、県の開発審査会事前審査の際に、農地の真ん中、田んぼの真ん中に一部接道が満たされない区域がございました。福岡県の都市計画開発1係と協議を進める中で、一体的な開発の区域として扱って良いのではないかという意見をいただき、事前審査の際にも、委員からできるだけ一体的に開発を行ってほしいというご意見もありましたので、今回区域に入れて案を作っております。

(日高会長)他にご意見、ご質問は、ございませんでしょうか。

(野上委員)すぐ近くを谷山川が流れているようでございますけれども、災害が発生しやすい区域として考慮はしていないと考えてよろしいでしょうか。レッドゾーンなどは外してたという資料がございましたけれども、そういった浸水想定区域は考えられてないということではよろしいでしょうか。

(開発指導係春田)県の定めているマニュアルには土砂災害警戒区域ですとか、津波に関しての危険区域に関しては、外すこととなっておりますが、浸水想定区域に関しては、マニュアルにありませんでしたので、外しておりません。

(野上委員)ちなみに浸水想定区域が存在するか教えていただくことはできますか。

(西村係長)後ほど、調べて回答いたします。

(日高会長)ほかにご質問やご意見はありませんでしょうか。

(阿部友子委員)①農地として除外する区域を示している図面で水色の第二種農地で、区域指定に入っていると除外されているところがありますが、分け方、すみ分け方をどうやっているのか。

②参考資料の方ですが、集落活性化タイプで、戸建ての専用住宅や集落に必要な用途の建築と書いてありまして、5 ページに用途の一覧表が出ておりますが、貸し倉庫等は、建築できないのか。

(開発指導係春田)1点目のご質問に関して、説明いたします。

農地、第二種農地につきましては、区域から除外している部分と、区域に入れている部分とございます。基本的な考え方といたしましては、住宅と住宅の間の農地は、一体的な区域として、区域に入れるという考え方をしていますが、この区域指定の中では、宅地率が 50%以上であることという基準がございまして、ちなみに現在この区域指定の宅地率は 56%ですが、第二種農地すべてを含んでしまうと、50%を切るということで、区域から除外したという結果が、第二種農地が入っているところと入っていないところがあるという理由でございます。

(西村係長)引き続き 2 点目について回答させていただきます。(都市計画法による区域指定は、)あくまで集落活性化といいまして、人口の維持を目的にするものでございますので、例えば、貸し倉庫であれば単純に人口が増えるものではないので、あくまで人口を維持する目的に該当するもので、戸建て住宅を中心に認めるものでございます。

(日高会長)(区域から農地を)除外するのはいいが、(例えば)ここを除外して他の農地は除外しないなどの違いがなぜあるのか。

(西村係長)基本的な考えといたしましては、既存の集落で住宅と住宅の間にある農地、そういったものについては今後、農地転用を認めていこうという考えで拾っているところでございます。例え

ば住宅と住宅の間、それから住宅に囲まれている農地、そういったものにつきましては、農地転用を認めていこうと考えております。

逆に今回の区域から外れてる縁辺部については、区画の道路で、一体性がある場合については区域に入れ、道路を隔てた農地は外してあります。外した結果、50%以上になるような条件で、この区域を指定しているものでございます。更に、農業委員会にも色々と農地転用などについても意見を伺っておりますが、農地の連続性があるところは、外すようにとの意見がっております。同じ農地でも、連坦性があり、農地の広がりがある区域は、外すようにとの意見があるので今回の区域に入っている農地と除外された農地があります。

(渡委員) 建築物が立っている敷地間の距離が 50m以内であるとの決まりがあるから、一部の農地を外したと聞いていたが。なぜ、その(資料4-7の28の農地は)農地は、区域に入れるのか。

(開発指導係春田) (資料4-7の28の農地については、)所有者が一緒ですので、一体的に開発することができるので、区域に入れてあります。こちら(資料4-7の5の農地については、)については、所有者の方が違っており区域に入れていない。

建物の所有者と農地の所有者の方が近くで、一体的に開発できると判断されるので農地を区域に入れていところもある。

(日高会長) 所有者の意向が反映されているということで理解して良いのか。必ずしも、機械的に区域分けをしたわけではないという理解でよいのか。

(開発指導係春田) 所有者の意向ではない。接道がとれて、土地が一体的と判断できるか。

あと、農地の判定で区域を定めている。

(渡委員) (区域指定をする際) 要件的に農地を外さないといけないのか？

(西村係長) 考え方として、宅地率が 50%以上と決まっておりますので、まず区域指定する範囲及び条件を調べて、例えばそれが 50%満たない場合であれば、縁辺部の農地を減らして、本人さんの意向とは別に区域指定する。

(渡委員) 宅地率が 56%あるのであれば、(宅地率が 50%になるまで) 農地を区域に入れてもいいのではないかと。

(西村係長) 他にも区域に入れることが可能な土地はありますけども、例えば県の基準が 50%なので、ぎりぎり 50%まで、農地を入れるかという、(この区域指定の制度は) 違う。

(渡委員) 区域指定の区域に入らない要件は何か。

(西村係長) ①所有者が別の方②農地の連続性、以上のような条件を基に区域を指定しています。

(野上委員) 所有者が別とは、どこと別という意味か。

(西村係長) (諮問資料4-7の図面の28の農地) については、建物の所有者と隣接する農地の所有者が同じであり、(諮問資料4-7図面の5の農地) については、(農地の所有者が区域外に居られ農地と隣接していないので) 別の所有者という意味です。

また、連坦性の条件は、県道筑紫野古賀線位の幅員があれば、農地の連坦性とは言えなくなります。しかし、今回の指定区域内の街区道路のような幅員では、連坦性はあると判断されます。

(渡委員) ここは、(諮問資料 4-7 の区画4にある区域外の土地について) 農振農用地として外され

ているのか。

(開発指導係春田) 農振農用地の農業用倉庫という指定がかかり、中抜きされています。

地権者にも、区域指定から外れますということをご説明しております。

(渡委員) ここ(資料4-7の3の区画の中抜きの区画)も、農振なのか？農振であれば、どこも連坦しているのか。

(西村係長) 連坦はしていませんが、現時点では、農振農用地の解除はなされていません。

(渡委員) それならば、農業委員会と協議した方が良かったのではないかと。市営住宅と県道町川原福岡線との挟まれた土地を区域指定から除外することは、いかがなものかと思う。

(西村係長) ご意見ありがとうございます。今後の作業としまして、夏ごろに本申請をしますが、その前にそれぞれの土地について、地目、それから地権者の確認作業が1筆1筆ございます。それに併せて、今回いただいたご意見(渡委員の意見)につきましても、再度地権者を調べて、農業委員会に確認の上、もちろん所有者の方の申請により農振除外ができるものであるため、所有者の申請に基づき、農業委員会で判断され、農振除外と判断された上で、(本申請に)間に合うならば区域に入れることを検討させていただきたいと思っております。

(日高会長) (渡委員の発言された意見については、)付帯意見とするよりは、今の話を議事録に残すことによって、議事録に沿った形で、今後、市で作業していただくということによろしいですか。

(西村係長) はい。本申請までに、検討の上、しかるべき対応を取らせて頂きます。

(日高会長) わかりました。

ほかに御質問や御意見ございませんでしょうか。

(野上委員) そこ(諮問資料4-6 接道しておらず、区域から外れた水色の区画)は、どういう理由で、区域から外れたのか。例えば隣接する人で、区域に入ってる方が所有されているとか、家がもう既にある方が持たれていれば、(接道しておらず、区域から外れた区画を)将来、一体開発がなされる可能性があるため、区域に入れても良いと思っておりますがいかがでしょうか。

(開発指導係春田) 質問に対してお答えいたします。接道要件で、除外している三筆につきましては、地域にお住まいの方にも確認をさせていただいております。

こちら(接道しておらず、除外した水色の区画)は、道路際に建っている住宅ですとか、周りの土地の方のご家族ですとかご親族ではないため、一体的に土地を扱うことはないだろうということを確認しております。そのため、接道要件が取れず除外したという作業になっております。

(西村係長) 先ほど野上委員からご質問が有りました浸水想定区域についてお答えいたします。

古賀市で総合防災マップ、いわゆるハザードマップを作っており、その中で筑紫野古賀線から(区域の西側)は、浸水想定区域が概ね、最低の50センチ未満となっております。区域内で浸水想定区域が最大の部分は、最大で1.0m~2.0m未満となっており、2.0m以上の浸水想定区域はございません。

(日高会長) 他にご質問、ご意見はございませんか。

無ければ、諮問第4号に関する審議を終了したいと思います。諮問第4号につきましては、反対意見が少ないと判断できるかと思っておりますので、付帯意見は付さないということで、市長への答申

書を作成します。

答申書の作成につきましては、私に一任していただいでよろしいでしょうか。

「異議なし。」

ありがとうございます。それでは答申書を作成の上、市長へ提出いたします。

6.報告

(日高会長)それでは続きまして、土地利用政策係より景観計画の案について報告があります。事務局より報告をお願いします。

(小淵係長)古賀市景観計画の案について一部修正があります。詳細につきましては土地利用政策係長の澤木より報告いたします。

(澤木係長)古賀市景観計画の案につきましては、第2回の都市計画審議会において、委員のみなさまにご審議いただき、ありがとうございました。ご意見を伺いました後、市としての計画案を決定しまして、現在は景観計画の施行のために必要な事項を定めた景観条例が、この3月議会上程されているところです。

今回は、前回ご意見をお伺いした際から、市としての案を決定するなかで、加筆・修正を行った部分が3箇所ありますので、その点についてご報告させていただきたく、お時間を頂いたところです。この3箇所についても、再度みなさまのご意見をお伺いすることが最善ではございましたが、時間的余裕がございませんでしたことから、今回、ご報告という形とさせていただきます。なにとぞ、ご了承くださいますようお願い致します。それでは、事前にお送りしておりました資料に沿いまして、ご説明致します。

まず1点目につきまして、ご説明致します。資料表紙をめくっていただき、1枚目をご覧ください。ここは、下にあります、図の修正になります。

2月に開催された市議会の市民建産委員会におきまして、この計画案のご説明をさせていただいたところ、「景観計画」と「都市マス」の関係が、図からわかりづらいというご意見をいただきましたので、それを踏まえた修正を行なったものです。

次に、2点目のご説明をさせていただきます。資料のA3 2枚目と3枚目をご覧ください。この修正は、景観形成基準の中の「高さ」に関する基準について、再検討を行ったものです。

景観計画において、形態意匠の基準以外の基準は、原則行政指導の中で行う努力義務の基準としており、罰則も適用されないものとなりますが、特に建築物の高さに関する基準は、設置者の財産権に大きく関わるものであり、努力の基準に配慮した事業者とそうでない事業者で不公平が出てしまうため、市としましては、建築物の高さの制限は、用途地域や地区計画等の強制力のある別の手段で規制するべきという判断から、景観計画での制限はしないこととしたものです。

具体的には、建築物に関する「高さ・位置・配置」の基準の2点目の「山なみや松林のスカイラインを大きく阻害しないよう努める」という基準を削り、1点目と3点目の内容を合わせた形で、1つの基準としての表記に修正しております。工作物の高さに関する基準についても、これに準じて修正を行っているところです。併せて、工作物に関する修景に関する語尾表現を「努める」に統

一しております。

最後に3点目のご説明をさせていただきます。資料最後のページをご覧ください。このページにつきましては、下の「屋外広告物の表示等の基準に関する考え方」の表の追加となります。ここに追加しました考え方につきましては、景観計画策定委員会より、委員会が考える屋外広告物の規制の方向性ということで、「古賀市における屋外広告物の規制ゾーニング(案)」として景観計画案の答申と合わせて文書で市長にご提出いただいております、その内容につきましても、景観計画中の「目指す景観像」のなかに反映させて記載しているところではありましたが、この6章にもまとめた形の表があった方がわかりやすいと考えましたことから、追加をしたものです。以上で、景観計画案の修正・変更箇所のご報告を終わります。

(日高会長)何かご質問等ございませんでしょうか。

(藤本委員)今更、変更をすることは可能か。

(澤木係長)先ほども述べましたが、今回につきましては、ご報告という形でご了承いただければと思います。よろしくお願いいたします。

(野上委員)(資料 27 ページ(2)工作物の表中)「やむを得ない場合は、目立たないように修景に努める。」との言い回しが気にかかるかどうか。

(澤木係長)やむを得ず派手な色で工作物を建てざるを得ないような場合には、柵に植物を這わせていただく等の(修景による)対応を取っていただくために記載しております。

(日高会長)今回の修正は、「修景する。」と修正前は記載しておりましたが、幅を持たせるために「修景に努める。」に改めました。

(澤木係長)修景という言葉は、確かに景観の分野などでしか使わない言葉であり違和感があるかもしれませんが、他の自治体の景観計画でも使われている文言であり、今回は、この文言を採用しております。

(日高会長)景観計画の案については報告ですので、他にご意見、ご質問等が無ければ本日すべての審議を終了いたします。ご協力ありがとうございました。

7.閉会

審議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議事録署名委員 _____